

袖ヶ浦市告示第13号

袖ヶ浦市税条例（平成5年条例第1号。以下「市税条例」という。）
第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）
又は市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関
するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「期限」と
いう。袖ヶ浦市国民健康保険税条例（昭和47年条例第6号）第28条の
規定により準用されるものを除く。）のうち、下記に掲げる地域に住所若
しくは居住又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る期限で、令
和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定
める期日まで延長する。

令和6年1月29日

袖ヶ浦市長 粕谷 智
記



都道府県名	指定地域
富山県	全域
石川県	全域